

改正

令和3年3月18日告示第27号

令和5年3月31日告示第78号

令和6年5月1日告示第72号

令和8年3月3日告示第16号

肝付町空き家家財道具等処分補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、肝付町空き家バンク登録制度への登録促進及び移住希望者の円滑な移住を図るため、肝付町空き家バンク登録制度に登録して入居者募集を行っている物件（以下「登録物件」という。）に入居があった場合に登録物件所有者又は登録物件入居者に対し、登録物件の家財道具等を処分するための費用の一部を補助することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 空き家家財道具等処分補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、町長が特別な事情があると認めるものについては、この限りではない。

- (1) 登録物件の所有者で賃貸借契約又は売買契約が成立した者
- (2) 登録物件の入居者で賃貸借契約又は売買契約が成立した者
- (3) 町税の滞納がない者

(交付対象物件)

第3条 この補助金は、登録物件の賃貸借契約又は売買契約が成立した場合に限り予算の範囲内で交付する。

(交付対象経費)

第4条 この補助金交付対象経費は、当該物件の残存する家財道具等の処分・搬出に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 この補助金の額は、前条に規定する対象経費の2分の1に相当する額とし、10万円を上限とする。

2 補助金の額に1千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、1の登録物件に対して1回限りとする。

(補助金の申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとする者は、賃貸借契約又は売買契約が成立した日から6月以内に、空き家家財道具等処分補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 賃貸借契約書又は売買契約書の写し
- (2) 町税の納税証明書
- (3) 処分物の写真
- (4) 見積書(業者に委託する場合)又は収支予算書
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、補助金の交付申請があったときは、当該交付申請について第2条及び第3条に掲げる内容等について審査し、交付すべき者と認めたときは、速やかに空き家家財道具等処分補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、交付対象事由が完了したときは、速やかに空き家家財道具等処分補助金完了報告書(様式第3号)に次に掲げる書類等を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 事業の内容が分かる明細書又は契約書
- (2) 領収書又は請求書
- (3) 作業中の写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第9条 町長は、完了報告書の提出を受けたときは、その関係書類を審査し、適当と認めたときは補助金の額を確定し、空き家家財道具等処分補助金額確定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 交付申請者からの空き家家財道具等処分補助金交付請求書(様式第5号)の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第11条 町長は、補助金の交付を受けた者が、この告示に違反し、又は不正の手段により補助金の交付を受けたと認めた場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和3年3月18日告示第27号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日告示第78号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年5月1日告示第72号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和8年3月3日告示第16号)

この告示は、公布の日から施行する。